

マネジメントリポート

2004年3月

今回のテーマ： 個人の投資活動と税金

平成16年度の個人の投資活動にかかる税金は、つぎのとおりです。

1 運用益

資産の種類	運用益	税率(所得税+住民税)	課税方法
預貯金・公社債	利子	源泉 20%(15%+5%)	源泉分離課税
公社債投資信託	収益の分配		
公募株式投資信託	収益の分配	源泉 10%(7%+3%)	申告不要。総合課税の選択可 (大口株主を除く)
上場株式	配当		
非上場株式	配当	~50%(37%+13%) 累進税率	20%源泉徴収。総合課税 年10万円以下の少額配当は申告不要
不動産	賃貸収入	~50%(37%+13%) 累進税率	総合課税

2 譲渡損益

資産の種類	税率(所得税+住民税)	課税方法	損益通算の範囲	
公社債・公社債投資信託	-	非課税	-	
非上場株式	20%(15%+5%)	申告分離	株式等・投資信託等の 譲渡益とのみ可 他の所得との通算不可	
公募株式投資信託	証券会社経由 10%(7%+3%)			
上場株式				その他 20%(15%+5%)
特定口座なし				
特定口座あり	源泉徴収なし	源泉 10%(7%+3%)	選択により申告不要	-
不動産		申告分離	不動産の譲渡益とのみ可 他の所得との通算不可	
所有期間5年以内	39%(30%+9%)			
所有期間5年超	20%(15%+5%)			
ゴルフ会員権 絵画	~50%(37%+13%) 累進税率	総合課税 特別控除額50万円 5年超所有の場合 譲渡益×1/2	他の所得との通算可	

公募株式投資信託とは不特定かつ多数の投資家を対象とする株式投資信託で、平成16年10月1日以降、特定口座での取扱いが可能になります。

お見逃しなく！

1. 不動産の譲渡損の他の所得との損益通算の廃止は、平成16年1月1日の譲渡からさかのぼって適用される見込みで、波紋を呼んでいます。
2. 上場株式等を譲渡した際には各種特例があります。詳しくはマネジメントリポート2003年6月号をご参照ください。
3. 投資による金融所得は原則10%、20%の分離課税、勤労による所得は50%までの累進総合課税と整備がすすんでいます。
4. 投資資産を売却する際、税金面からとらえると、譲渡益がでる場合は個人、譲渡損がでる場合は法人が有利です。